

三浦市基金条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

企業版ふるさと納税による寄附金（以下「寄附金」という。）を活用するため、地域再生計画（三浦市まち・ひと・しごと創生推進計画）を策定し、令和3年3月31日に国の認定を受けた。

寄附金は、その受領した年度の地域再生計画上の事業費に対して充当することが可能であるが、翌年度以降の事業費に充当する場合には、基金への積立が必要となる。

寄附金を有効活用し、円滑な制度運営を図るため、三浦市基金条例（平成元年三浦市条例第10号）の整備を行うものである。

2 改正の内容

（1） 三浦市まち・ひと・しごと創生基金の新規設置【第2条第8号関係】

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、必要な資金を積み立てることを目的として三浦市まち・ひと・しごと創生基金を新たに設置するもの

（2） その他所要の改正を行うもの【第5条第1項関係】

3 施行期日

公布の日